

たけのこの出荷制限解除について 栗原市（旧築館町，旧高清水町，旧瀬峰町，旧志波姫町）

平成27年7月17日，原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から，原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により，平成24年6月29日付けで出荷制限が指示されていた栗原市で産出される「たけのこ」のうち，栗原市（旧築館町，旧高清水町，旧瀬峰町，旧志波姫町）で産出される「たけのこ」について，出荷制限が解除されましたので，お知らせします。

記

1 出荷制限解除の対象

栗原市（旧築館町，旧高清水町，旧瀬峰町，旧志波姫町）で産出される「たけのこ」

2 解除後の出荷管理及び検査等

- (1) 県は「たけのこ」の発生状況を確認しながら，3検体以上の出荷前検査を行い，基準値以下であることを確認した上で出荷する。
- (2) 出荷される「たけのこ」の安全性を確保するため，過去の検査で50ベクレル/kgを超えた竹林や，過去に検査を行っていない竹林から出荷しようとする場合は，県が事前に検査を行い，基準値以下であることを確認する。
- (3) 県は発生期間中は1週間に1回を基準とした定期検査を実施する。
- (4) 県は栗原市やたけのこ生産者等による協議会と連携し，生産者ごとに竹林所在地や出荷先などを記録した台帳を作成し，出荷管理を徹底する。
- (5) 県は市町村と連携し，宮城県内で出荷制限が継続されている市町村の「たけのこ」を扱わないことや，市町村名の表示のない「たけのこ」については，生産地の市町村名を確認のうえ，適切な表示により流通させることを要請するとともに，これら流通拠点を巡回指導する。

<参考>

「たけのこ」の出荷制限の状況

丸森町（旧金山町，旧大張村，旧館矢間村，旧大内村，旧筆甫村）

栗原市（旧若柳町，旧栗駒町，旧一迫町，旧鶯沢町，旧金成町，旧花山村）

「たけのこ」の出荷制限解除の状況

平成26年4月17日 丸森町（旧耕野村）

平成27年4月24日 白石市，丸森町（旧丸森町，旧小斎村）

平成27年7月17日 栗原市（旧築館町，旧高清水町，旧瀬峰町，旧志波姫町）

「たけのこ」の出荷制限解除の仕組み

市町村又は旧市町村単位で出荷制限解除の申請を行い，その地域の範囲で制限解除が指示される。